

特許登録令施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十二号）

改 正 案	現 行
<p>（質権の順位の譲渡等の場合における順位番号の記録） 第五十四条 登録してある質権の順位の譲渡又は放棄による質権の変更の登録をしたときは、その質権の設定の登録の末尾に質権の変更の登録の順位番号を記録しなければならない。</p>	<p>（質権の順位の譲渡等の場合における順位番号の記録） 第五十四条 登録してある質権の順位の譲渡または放棄による質権の変更の登録をしたときは、その質権の設定の登録における登録年月日を記録した部分の前に質権の変更の登録の順位番号を記録しなければならない。</p>